

○財団法人横浜港埠頭公社役員退職手当支給規程

〔昭和61年6月25日〕
規程第3号

最終改正 平成16年6月25日規程第9号

(総則)

第1条 財団法人横浜港埠頭公社(以下「公社」という。)の常勤の役員(公社に派遣された職員を除く。以下同じ。)が退任した場合、この規程の定めるところにより、退職手当を支給する。

(平12規程3・全部改正)

(退職手当の支給要件)

第2条 退職手当は、常勤の役員が1年(横浜市を定年又は勸奨等によって退職し、公社に役員として就任した者にあつては2年)以上勤務して退任した場合に支給する。ただし、平成16年4月1日以降退職する役員については、退職手当を支給しない。

(平14規程6・追加)(平16規程9・一部改正)

(退職手当の支給基準)

第3条 役員に支給する退職手当の額は、給料月額に在職年数を乗じて得た額の範囲内とする。

2 在職年数は、月をもって計算し、6月以下の端数は、これを切り捨て、7月以上は、これを1年とみなすものとする。

(平12規程3・一部改正)(平14規程6・繰下)

(退職手当の額の決定)

第4条 前条の退職手当の額は、役員の退任のつど、理事長が別に定める。

(平14規程6・繰下)

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日若しくはその翌日において再び同一の役職の役員に就任した場合は、当該役員は、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に就任した場合は、当該役員は、当該就任の日の前日退任したものとみなす。ただし、理事長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(平14規程6・繰下・一部改正)

附 則

この規程は、昭和61年6月25日から施行し、昭和57年6月1日から適用する。

附 則(平成12年3月31日規程第3号)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前から引き続き在職している役員については、第2条の規程にかかわらず役員に支給する退職手当の額は、在職1年につき、当該役員は、退任のときにおける給料

月額に100分の150の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

附 則(平成14年11月29日規程第6号)

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年4月1日以前から引き続き在職している役員については、平成16年3月31日以前の在職期間については従前の取扱いとし、平成16年4月1日以降退職までの在職期間については退職金の算定期間として算入しないこととする。